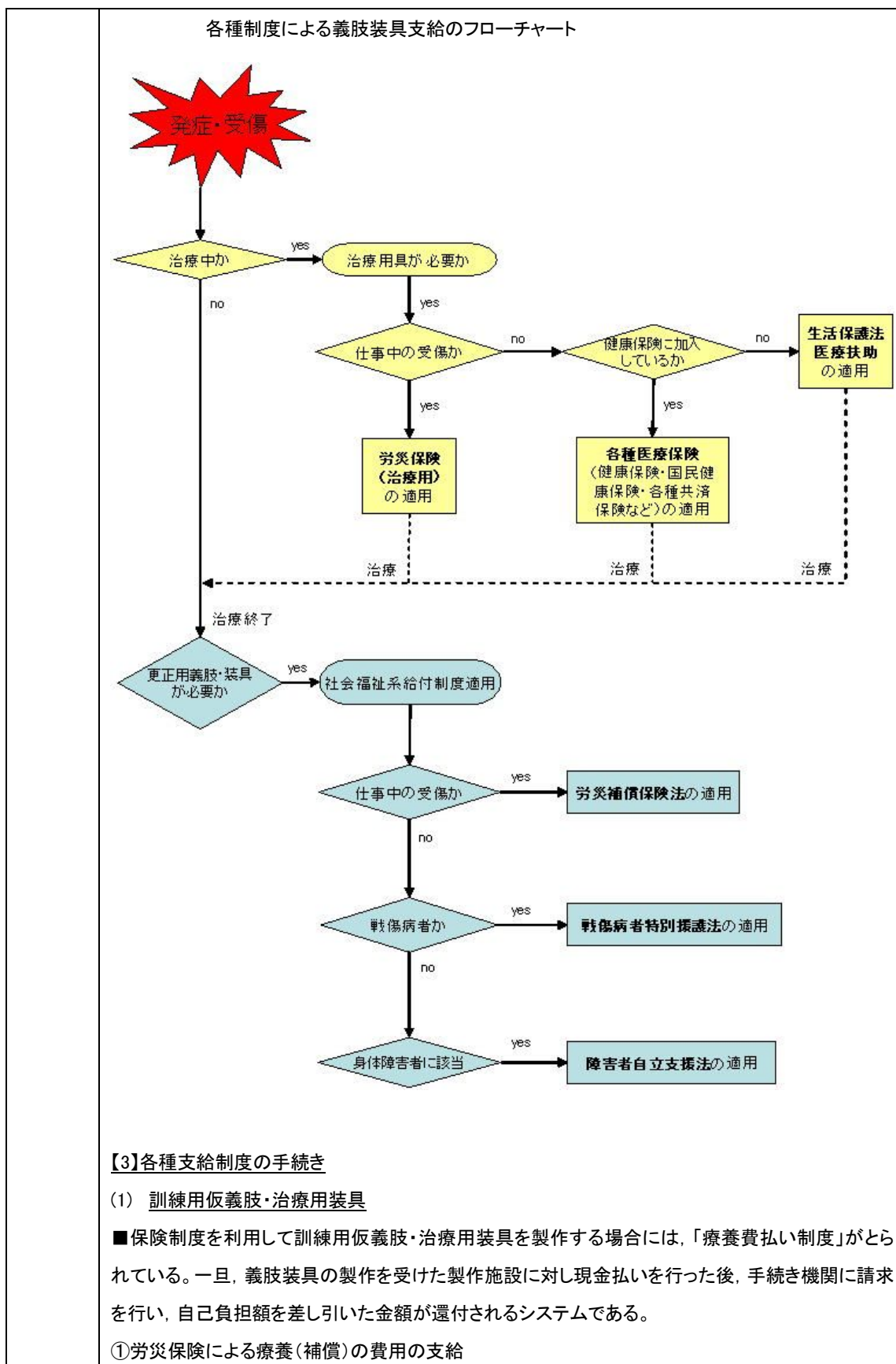


今日の一問 (やまだ塾)

(2008年11月24日掲載)

No.94	「義肢等補装具支給制度」について述べよ。
解答	<p>【1】補装具, 義肢, 装具の定義</p> <p>■補装具とは, 障害者自立支援法等において, 失われた身体部位や, 損なわれた機能を補完したり, 代償したり, 補う為に給付される以下のものの総称である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害: 盲人安全つえ, 義眼, 眼鏡 ・聴覚障害: 補聴器 ・肢体不自由: 義肢, 装具, 座位保持装置, 車いす, 電動車いす, 座位保持いす, 起立保持具, 歩行器, 頭部保持具, 排便補助具, 歩行補助つえ ・その他: 重度障害者用意思伝達装置 <p><障害者自立支援法による補装具の定義></p> <p>「この法律において「補装具」とは, 障害者等の身体機能を補完し, 又は代替し, かつ, 長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして, 義肢, 装具, 車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。」(法第5条第19項)</p> <p>■義肢とは, 「切断により四肢の一部を欠損した場合に, 元の手足の形態または機能を復元するために装着, 使用する人工の手足」(JIS用語)のことをいう。腕(上肢)や脚(下肢), を失った方が装着して, 失われた外観や動きを取り戻すための器具機械であり, 大きく分けて腕(上肢)を失った方が装着する「義手」と脚(下肢)を失った方が装着する「義足」に分けることができる。</p> <p>■装具とは, 「四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具」(JIS用語)のことをいう。腕(上肢)や脚(下肢), 胴体(体幹)の働きや動きに障害のある方が装着して, 患部の保護, 回復の補助, 変形の防止, 運動の補助などを目的として使用する。</p> <p>【2】義肢装具の手続き</p> <p>義肢装具には大きくわけて治療(訓練)用と更生用がある。日本では自費で製作する場合を除いて, 目的に応じて各種公的支給制度が整備されており, 各制度で定める基準によりユーザーの経済的負担も軽減されている。適用できる支給制度には優先順位があり, 障害のある方の状況に応じて制度が決定する。</p> <p>(1)支給制度の選択</p>



- ②各種医療保険による訓練用義肢・治療用装具の療養費の支給
- ③生活保護による医療扶助
- ④自動車事故等第三者行為災害による補償(公的制度ではない)

(2) 更正用仮義肢・装具

■治療終了後も障害が残り、義肢装具を必要とする場合には、更生用として本人の生活にあわせた義肢装具が製作され、制度によって手続きが異なる。労災保険の場合は義肢装具自体が支給され(現物支給)、障害者自立支援法の場合にはその製作または修理に要する費用(補装具費)が支給される。

①労災保険による義肢等の支給

・労働者災害補償保険では、「社会復帰促進等事業」として義肢等の支給が行われる。2008年4月より申請書の提出先は、従来の労働基準監督署から都道府県労働局に変更になった。

②戦傷病者特別援護法による補装具の交付

③障害者自立支援法による補装具費の支給

・自立支援法では原則として償還払いの方法をとっているが、利用者の利便を考慮し、代理受領の方法も可能となっている。利用者負担額は原則として製作費用の1割であるが、世帯所得により上限が区分されている。

(引用・参考)「国立障害者リハビリテーションセンター」資料